構築物	66,509,961	25,832,975	66,414,147	52,589,020	5,785,979	3,629,422	9,695,576	230,457,080	9,642,148	240,099,228
機械及び装置	468,843,493	186,327,129	127,036,591	144,151,538	35,875,991	837,970	24,751,505	987,824,217	11,213,569	999,037,786
車両運搬具	20,005	9,173	12,640	12,638	910	1,675	2,599	59,640	1,269,524	1,329,164
工具器具備品	16,920,526	20,683,850	11,929,525	15,587,015	6,014,606	1,518,993	23,037,606	95,692,121	15,501,442	111,193,563
土地	2,208,593,151	1,012,594,137	1,395,518,863	1,395,227,019	100,457,741	184,899,960	286,885,395	6,584,176,266	424,625,734	7,008,802,000

（注１）業務の種類の区分及び内容は以下のとおりであります。
構造グループ：建築の鉄筋コンクリート構造、鉄骨構造、木構造等に関する調査、研究等を行っております。
環境グループ：建築の室内の温熱環境、光及び音、空気環境並びに建築設備の設計計画に関する調査、研究等を行っております。
防火グループ：建築の防火及び避難計画に関する調査、研究等を行っております。
材料グループ：建築材料及び建築部材の耐久性並びに建築材料の設計、環境への影響に関する調査、研究等を行っております。
建築生産グループ：建築の生産に係る情報及び品質管理並びに建築の施工技術に関する調査、研究等を行っております。
住宅・都市グループ：住宅、都市及び建築の設計計画に関する調査、研究等を行っております。
国際地震工学センター：地震工学、建築及び土木の耐震工学、応用地震学、地震観測及び地震資料の解析に関する研修の実施並びにこれらの研修に関連する調査、研究等を行っております。
（注２）事業費用のうち法人共通の項目に含めた配賦不能事業費用は、管理部門に係る費用であります。
（注３）事業収益のうち法人共通の項目に含めた配賦不能事業収益は、管理部門に係る収益であります。
（注４）総資産のうち法人共通の項目に含めた資産は、管理部門に係る資産及び各セグメントへの配賦を行っていない資産であります。
（注５）各セグメントにおける損益外減価償却相当額、損益外除売却差額相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額は、以下のとおりとなっております。

（単位：円）

	構造グループ	環境グループ	防火グループ	材料グループ	建築生産グループ	住宅・都市グループ	国際地震工学センター	計	法人共通	合計
損益外減価償却相当額	165,583,104	72,799,177	72,036,446	57,127,185	14,317,021	1,083,353	4,418,952	387,365,238	2,601,649	389,966,887
損益外減損損失相当額	—	—	—	2,486,827	—	—	—	2,486,827	—	2,486,827
損益外除売却差額相当額	355,424	—	96,612	—	—	—	261,379	713,415	5,223,006	5,936,421
引当外賞与増加見積額	200,287	549,532	1,507,436	132,200	817,915	565,839	1,159,244	4,932,453	836,702	5,769,155
引当外退職給付増加見積額	△ 25,037,031	930,737	1,783,633	△ 28,833,499	1,529,331	543,685	2,451,795	△ 46,631,349	4,800,152	△ 41,831,197

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第13号

木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年10月３日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
千葉地域担当推進役　佐々木公陽

記

１　氏名及び住所
氏名　孫　　尚潤
住所　木更津市中島2149番地（判明している最後の住所）
２　通知の内容
文書番号
平成26年８月８日付し業021―65木更津発処分548
従前の土地
市・字・地番　木更津市牛込字塩場748―１
地目　田
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　２番条件付所有権移転仮登記
部分・地積　全部・1,140㎡（1,145.19㎡）
換地処分後の土地
街区番号　51街区
市・丁目・地番　木更津市金田東一丁目51―3
地目　宅地
所有権以外の権利又は処分の制限
部分・地積　全部・581.46㎡
記事（土地所有者）　№127―10　勝畑　幸男
教示
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以上